戸田市インターンシップ制度実施要綱

平成 16 年 2 月 16 日市 長 決 裁

戸田市インターンシップ制度実施要綱（平成１３年７月１９日市長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、戸田市（以下「市」という。）が、学生に就業体験の機会を提供することにより、学生の市政に対する理解の促進を図ること及び学生の提言等を市の業務改善等に活用するために行う、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度（以下「インターンシップ制度」という。）に関する基本事項を定めることを目的とする。

（実習生）

第２条 インターンシップ制度の実習生（以下「実習生」という。）は、原則として、戸田 市出身、戸田市在住、又は戸田市内に就職することを希望する者で、学校教育法（昭和２

６年法律第２６号）に規定する大学（以下「大学」という。）に在籍する学生（医療及び福祉関係の学部を除く。）のうち、次の各号に該当すると認められた者とする。

(１) インターンシップ制度への参加に当たり、明確な目的意識を持っている者

(２) 実務研修の成果を教育研究活動に反映できる能力及び資質を有する者

(３) 服務規律を遵守することができる者

２ 実習生の１年度当たりの人数及び１大学当たりの人数は、市長が別に定める。

（実習生の受入手続き）

第３条 インターンシップ制度を実施する場合には、学生が在籍する大学の代表者（以下

「代表者」という。）が、原則として、毎年５月１日から６月３０日までの間で、かつ、実習を希望する期間の初日から起算して３週間前までに、インターンシップ制度実習生受 入協議書（以下「協議書」という。第１号様式）を市に提出し、協議しなければならない。

２ 市は、協議書を受理した場合には、当該協議書において協議対象とされている学生（以 下「対象学生」という。）の受入の可否等を選考により決定するものとする。

３ 市は、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考する。

(１) 第２条に該当すると認められる学生であること。

(２) 大学において、学生を推薦する理由が明確であること。

(３) 大学において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価を行うなど、実習を効 果的に実施するための措置を講じていること。

４ 市は、前項の規定による決定をしたときは、代表者に対し、インターンシップ制度実習 生受入に関する決定書（第２号様式）により通知するものとする。

５ 市は、受入の可否等の決定にあたり、対象学生に関する必要な情報の提供を代表者に請 求することができるものとする。

（実習生の身分）

第４条 市は、実習生をその在籍する大学における身分を有したまま受入れるものとする。

（実習期間）

第５条　実習期間は、原則として６か月を超えないものとし、必要に応じて市と代表者が協議のうえ決定するものとする。

（実習時間）

第６条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２

３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前９時から午後４時３０分までとする。ただし、市が必要と認める場合には、この限りでない。

（実習経費）

第７条 実習生の報酬その他実習にかかる経費は、代表者又は実習生が負担するものとする。

（服務）

第８条 実習生は、実習中は所定の実習に専念し、実習目的の達成に努めなければならない。

２　実習生は、市職員が遵守すべき法令等の定めに従うものとし、市及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

３　実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

４　実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を他に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

５　実習生は、市における実習の成果を論文等として発表等をする場合には、事前に市及び実習担当者の承認を得なければならない。

６　前３項の規定に従わず、実習生が故意又は過失により市の信用を傷つけ、不名誉となる行為をし、又は実習により知り得た情報を他に漏らしたことにより市に損害を与えたときは、市長は、代表者及び実習生に当該損害額を限度として求償するものとする。

７　実習生は、病気等のため予定されていた実習を行うことができない場合には、あらかじめその旨を実習担当者に連絡しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、事後すみやかにその旨を実習担当者に連絡しなければならない。

（誓約等）

第９条　実習生は、事前に誓約書（第３号様式）を市に提出しなければならない。また、代表者は、この誓約書に掲げる事項の遵守について、実習生に対する指導を徹底しなければならない。

２ 代表者は、事前に確約書（第４号様式）を市に提出しなければならない。

（所属長及び実習担当者の役割）

第１０条　実習生が実習を行う所属の所属長（以下「所属長」という。）は、実習を円滑に進めるため、当該所属の職員の中から、実習担当者を指名するものとする。

２ 実習担当者は、実習の内容、期間等を定めた実習計画を定めるものとする。

３　実習担当者は、代表者から実習の結果等に関する報告等を求められたときは、すみやかに報告書等を作成し、市の承認を得たうえで提出するものとする。

４　実習担当者は、前項の報告等を所属長及び人事課職員以外に見せてはならない。実習が終了した後も同様とする。

（報告書）

第１１条　実習生は、実習終了後にインターンシップ制度実習成果報告書（第５号様式）を市が指定する期日までに提出するものとする。

（実習の中止）

第１２条　市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、実習を中止することができる。

（１） 実習生が第８条の規定に従わない場合等、実習を継続することが困難であると認 められるとき。

（２） 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じる場合、または、そのおそれ があるとき。

（３） 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

２　市は、前項の規定により、実習を中止する場合には、その旨を代表者に通知するものとする。

（災害補償等）

第１３条　実習生の実習中における災害、通勤災害、疾病及び死亡した場合の補償は、すべて代表者において行うものとする。

２　実習中における災害等に備え、代表者は実習生に傷害保険及び賠償責任保険等に加入させるものとする。

３　実習生の故意または過失により、市及び第三者に対して損害を与えた場合には、実習生と代表者は連帯して当該損害に対する賠償責任を負うものとする。

（庶務）

第１４条　この要綱における庶務は、総務部人事課において処理するものとする。ただし、実習に関する実習生への連絡、指導等については、所属長及び実習担当者において処理するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップ制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。附 則

この要綱は、平成１９年８月１日から施行する。附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。附 則

この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

インターンシップ制度実習生受入協議書

年 月 日

（宛先）

　戸田市長

大学の名称

代表者の職・氏名

戸田市インターンシップ制度実施要綱の趣旨を十分に理解したうえで、同要綱第３条第１ 項に基づき、本学に在籍する学生に対するインターンシップ制度の実施について、下記により協議を申し出ます。

記

１ 協議の対象とする学生

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ） |  | 性別 | 学部等 | 学部  学科  学年 |
| 氏　　名 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 （満　　　歳） | |
| 現 住 所 | 〒    電話： | | | |

２ 推薦理由等

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦理由等  ( その他特記事項) |  |
| 実習に向け  ての事前学習の有無 | 有　・　無  　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 実習後の評  価方法 |  |
| 実習におけ  る単位認定の有無 | 有　・　無  　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３ 協議の対象とする学生の志望理由等

|  |  |
| --- | --- |
| 志望理由又は抱負 |  |
| 就職について考えていること、将来の進路希望など |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 希望分野 | 第１希望 | 課名 |  |
| 希望理由 |  |
| 第２希望 | 課名 |  |
| 希望理由 |  |
| 第３希望 | 課名 |  |
| 希望理由 |  |
| 希望期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| その他 | （取扱い可能なものを選択し、□欄にチェックしてください。）  パソコンスキル： □ワード □エクセル □パワーポイント | | |

４ 大学におけるインターンシップ担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏 名 |  | 職 名 |  |
| 連絡先 | 住所：〒  電話： FAX：  Ｅメール： | | |

※この協議書には、必ず学生の履歴書（様式自由、写真貼付）を１通添付すること。

第２号様式（第３条関係）

インターンシップ制度実習生受入に関する決定書

年 月 日

様

戸田市長

先に申し出を頂いたインターンシップ制度実習生受入協議書による、貴学の学生にかかる受入の可否については、戸田市インターンシップ制度実施要綱第３条第２項の規定による選考の結果、下記のとおり決定いたしましたので、同条第４項に基づき通知します。

記

* 受入可

次のとおり、実習を受けていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 実習期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実習時間 | 時 分 ～ 時 分ただし、正午～午後１時までは休憩とする。 |
| 実習場所 |  |
| 実習内容 |  |
| 経費負担 | 戸田市インターンシップ制度実施要綱第７条の規定による |

* 受入否

残念ながら、今回は実習できません。

第３号様式（第９条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

　戸田市長

大学の名称学部・学科

氏 名

私は、戸田市インターンシップ制度の実習生として参加するにあたり、戸田市インターンシップ制度実施要綱の趣旨を十分に理解したうえで、下記の事項を遵守し、実習に専念することを誓約いたします。

記

１ 実習中は、所定の実習に専念し、実習目的の達成に努めます。

２　実習にあたり、戸田市職員が遵守すべき法令、条例、規則等を守るとともに、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はいたしません。

３　実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしません。実習終了後においても同様といたします。

４　実習中は、市及び実習担当者の指導、指示に従うとともに、職場秩序を守り、実習生としての品位品格を損なうことはいたしません。また、無断で欠席、遅刻及び早退はいたしません。

５ 実習中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為は一切行いません。

６　貴市における実習の成果を論文等として発表等をする場合には、事前に貴市及び実習担当者の承認を得ます。

７ 市の業務上の都合により、実習日及び実習時間に変更がある場合には、これに従います。

８　私の故意または過失により、貴市及び第三者に損害を与えたときは、自らその責任を負います。また、実習中の災害等に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に加入し、実習中の災害等に関しては、すべて自らの責任において対応いたします。

第４号様式（第９条関係）

確 約 書

年 月 日

（宛先）

　戸田市長

大 学 の 名 称

代表者の職・氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実習生 | 氏 名 |  |
| 学籍番号 |  |

本学に在籍する学生を、戸田市インターンシップ制度の実習生として参加させるにあたり、戸田市インターンシップ制度実施要綱の趣旨を十分に理解したうえで、下記の事項を確約い たします。

記

１ 実習生に対し、誓約書に掲げる事項の遵守について、指導を徹底いたします。

２ 実習生の実習中における災害、通勤災害、疾病及び死亡した場合の補償は、すべて当方 の責任において行うものといたします。

３ 実習生の故意または過失により、貴市及び第三者に対して損害を与えた場合には、実習 生と連帯してその責任を負うものといたします。

４ 実習中における実習生への連絡、訪問等を行う場合については、あらかじめ貴市及び実 習担当者の許可を得てから行うことといたします。

５ 実習の時間、期間及び内容等が、貴市の業務上の都合により、やむを得ず変更される場 合には、これに従います。

６ 貴市に対して、実習に関する報告等を要請する場合には、必ず書面にて依頼することと いたします。

第５号様式（第１１条関係）

インターンシップ制度実習成果報告書

年 月 日

（宛先）

　戸田市長

大学の名称学部・学科

氏 名

戸田市インターンシップ制度の実習成果について、下記のとおり報告いたします。

記

１．実習担当所属名

２．実習期間

３．実習内容

４．実習を通じて感じたことや気づいたこと（業務改善すべき点など）

５．自分の課題として気づいたこと

６．指導担当者へ一言